

議案第 5 2 号

山都町緑川生涯学習施設条例の廃止について

山都町緑川生涯学習施設条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

山都町長 坂本 靖也

（提案理由）

山都町緑川生涯学習施設の供用を廃止することに伴い、山都町緑川生涯学習施設条例を廃止する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町緑川生涯学習施設条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町緑川生涯学習施設条例を廃止する条例

山都町緑川生涯学習施設条例（平成 17 年山都町条例第 81 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町緑川生涯学習施設条例の廃止に係る経緯について

●概要

本施設は、昭和60年に建設された校舎である。

平成7年に学校が閉校となり、平成9年に「清和村立緑川生涯学習施設の設置及び管理に関する条例（現 山都町緑川生涯学習施設条例）」を制定した。

これにより、生涯学習施設としての運営が開始され、宿泊施設として活用されることとなった。

その後、地元団体が管理者となり、緑川生涯学習施設と、緑仙峡フィッシングパークと併せて指定管理施設として運営されてきた。

令和2年度には、指定管理者の募集を行ったが応募が無く、このため、緑川生涯学習施設と、緑仙峡フィッシングパークは分離し、施設毎に再度募集を実施した結果、緑仙峡フィッシングパークのみ指定管理者の応募があり、緑川生涯学習施設は指定管理から外れることとなった。

令和3年度以降、緑川生涯学習施設は町が直接維持管理することとなり、イベント等で利用されてきたが、令和6年度以降は未利用の状態が続いていた。

未利用解消のため積極的な利用を呼び掛けるも、施設の利用につながらず、検討を重ねた結果、町として当初の宿泊施設を含めた生涯学習施設としての役目は終えたものという結論に至ったため、山都町緑川生涯学習施設条例の廃止に向けた手続きを現在進めている。

今回、条例の廃止を行えば、本施設は普通財産となり、宿泊施設や生涯学習施設の用途に限定されず、自由度の高い施設利用が可能になると考えられる。

（以下、参考）

●沿革

昭和60年 旧清和村立緑川小学校校舎改築建設（建設費：93,600,000円）

平成 7年 旧清和村立緑川小学校閉校

平成 9年 清和村立緑川生涯学習施設の設置及び管理に関する条例制定

※ 山都町発足後に山都町緑川生涯学習施設条例（平成17年）となる

● 施設維持管理費用（R 7 実績）

合計 約 7 2 6, 9 0 2 円（年間）

- ・電気料（1 2 ヶ月分） 3 7 2, 4 6 6 円 ※ 4 ～ 8 月実績から年間分算出
- ・電話使用料（1 2 ヶ月分） 9 1, 7 7 6 円
- ・浄化槽管理委託料（1 2 ヶ月分） 8 1, 8 4 0 円
- ・浄化槽清掃委託料（1 回） 1 5 7, 3 0 0 円
- ・ガス基本料（1 2 ヶ月分） 2 3, 5 2 0 円 ※ 使用実績は無し

※ 電気契約は、令和 8 月 3 月で終了

※ 水道は、令和 3 年度以降、未使用（使用出来るか不明）

● 補助金適正化法上の処分期限等

鉄筋コンクリート造：6 0 年

終了年度：令和 2 7 年 4 月 1 日（残り 1 9 年）

● 地元との協議について

令和 8 年 8 月 2 日に地元説明会を行い、条例廃止について意見はなかった。
今後の活用については、引き続き協議していくこととなった。